

1980年7月8日制定	2003年12月3日改正	正行
1991年10月23日改正	2004年1月1日施行	正行
1994年10月13日改正	2004年8月2日改正	正行
1995年4月1日施行	2006年1月1日施行	正行
1995年7月20日改正	2009年7月30日改正	正行
1996年1月1日施行	2009年11月26日改正	正行
1999年7月23日改正	2010年1月1日施行	正行
2000年4月1日施行		

カートオフィシャルライセンス講習会規定

第1条 目的

本規定は、J A F国内カート競技規則細則カートライセンス発給規定第3章に基づき、J A F発給のカートオフィシャルライセンス（以下オフィシャルライセンスという）の取得希望者のために開設される「カートオフィシャルライセンス講習会」（以下講習会という）の認定に関する規定である。

第2条 講習会の開設

1. カートオフィシャル3級講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A Fの本部、地方本部および支部
 - 2) 準加盟・加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他J A Fが特に認めた者
2. カートオフィシャル2級講習会およびカートオフィシャル1級講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A Fの本部、地方本部及び支部
 - 2) 加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他J A Fが特に認めた者

第3条 講習会の開設場所

C I K - F I A公認またはJ A F公認カートコースもしくはそれに準ずるものとし、公認カートコース以外で開設する場合は、J A Fの承認を得るものとする。

第4条 講習会の申請分類

講習会は下記の分類により、各役務別・各級別に、または各役務・各級をすべて含んで申請することができる。

1. 技術委員 1級／2級／3級

2. コース委員 1級／2級／3級
3. 計時委員 1級／2級／3級

第5条 開設申請の手続

1. 開設予定日の1ヶ月前までに所定の書式をもって、J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部に申請するものとし、併せて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請にあたっては講習会開設申請料として、上記第4条の各分類1件につき3,600円を必要とする。

第6条 講義および教材

講義内容は、「カート競技全般と事故防止について」の総合的な講義および各役務別・各級別に専門的な講義を合わせて1時間30分以上行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。

1. 国際カート規則（1級）
2. J A F 国内カート競技規則集
3. その他J A F の指定する教材

第7条 実技講習

講習にあたっては、次に定める基準による実技講習を行わなければならない。

1. 競技用信号の実習 30分以上
2. その他役務事項 30分以上

なお、上記実技講習を行わない場合、ライセンス講習会開催日から2ヶ月以内に公認競技会において当該オフィシャルに準じた役務を1回以上行い、役務実績証明書に当該競技会競技長の署名があれば実技講習に代えることができる。

第8条 試験の実施

1. 筆記試験はJ A F 国内カート競技規則集および講義から抽出した問題とする。
2. 試験に際して主任講師は不正が行われないよう監督し、また責任をもって採点を行うものとする。

第9条 講師の資格

講師はカートの諸規則に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱してJ A F の承認を得るものとする。

1. カートオフィシャルライセンス1級の保持者で、かつ12ヶ月以内にカートオフィシャルライセンス講習会の主任講師の実績を有する者。

2. カートオフィシャルライセンス1級の保持者で、かつ12ヶ月以内にカートオフィシャルライセンス講習会の講師の補助を2回以上務めた者。
3. カートエキスパートライセンスの保持者。
4. その他JAFが特に認めた者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第10条 受講者および受講料

1. 受講資格は、JAFの個人会員で満18歳以上の者とし、3級を除き次の通りとする。
 - 1) カートオフィシャルライセンス(各役務)2級講習会受講者：当該オフィシャルライセンス3級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会(クローズドは除く)で2回以上の当該役務を執行した実績のある者。
 - 2) カートオフィシャルライセンス(各役務)1級講習会受講者：当該オフィシャルライセンス2級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会(クローズドは除く)で2回以上の当該役務を執行した実績のある者。
2. 第6条に定める教材を所持していない受講者は、教材(国際カート規則(1級)、JAF国内カート競技規則集)を実費にて購入すること。
3. 受講料は1種目に付き10,500円以内とし、他の種目を同時に受講する場合は4,100円の割り増しとする。

第11条 講習会の査察

JAFは講習会に対し随時査察員を派遣することができる。査察員は講習会が規定通り運営されているかを査察し、必要な指示を与えることができる。

第12条 受講者に対する注意事項

講習会の主催者は受講者に対し次の事項を説明し、その周知徹底を期さなければならない。

1. 講習会修了後、主催者がJAFに対し、受講者名簿を提出した時点(7日以内に提出)から60日以内に合格者はJAFに対しオフィシャルライセンスの申請手続を行わないと無効となること。
2. 講習会終了後合格者に対しては、主催者が代行してJAFへオフィシャルライセンスの申請を行うことができること。

3. オフィシャルライセンスを申請する際の J A F 所定の書式およびその他の書式で、本人の記入を要するものの詳細。
4. J A F 入会の趣旨とその特典。
5. 上級オフィシャルライセンス取得のために必要とする条件およびその手続方法。

第13条 主催者の報告義務

講習会の主催者は講習会の終了後7日以内に J A F 所定の書式をもって次の事項を、主催者の住居を管轄する J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部へ報告しなければならない。

1. 開催日時および場所
2. 主任講師の氏名、ライセンスナンバーおよび講師の補助員の氏名
3. 講義科目別時間および実技講習時間
4. 筆記試験解答済用紙
5. 試験合格者の名簿

J A F 管 轄 表

受講者の居住する都道府県別	送 付 先
北海道	} J A F 北海道本部および 同本部の指定する支部
福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、 山形県	} J A F 東北本部および 同本部の指定する支部
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、 栃木県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県	} J A F 関東本部および 同本部の指定する支部
愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、 石川県、富山県	} J A F 中部本部および 同本部の指定する支部
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、 滋賀県	} J A F 関西本部および 同本部の指定する支部
広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県	} J A F 中国本部および 同本部の指定する支部
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	} J A F 四国本部および 同本部の指定する支部
福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、 鹿児島県、宮崎県、沖縄県	} J A F 九州本部および 同本部の指定する支部